

ニ計其意ノアル更充分御諒解 被成下度夫次

前記第三項ハ此際工場整理上已ムア得不斷行サルドキ次第

除籍シヨウト可約成申候從テ各位ガ永年勤續サレタル功モ

水泡帰シ事前是矣終比邊各位於ア利害得失萬ト仰

考慮相成前記期日内便宜即行道申上仰出勤相成度申

進ノ候

急テ來ルニ丁日當面申午前出勤者未定刻入場者トシテシ反覆ニ可致ニ計シ添候

大正十年六月二十六日

相澤造船所

以上

相澤造船罷業経過を報告し

(一) 事件の發端

我々労働者は絶ず資本家の爲めに虐使され居ます。そして彼等の金儲けの手段に供せられ、飢ふるか食ないかの境目をうろついて居ます。殊に當相澤造船所主の強欲非道な事は實に御譲りになりません。彼は永く我々に對して温情主義を口にし主徳を鼓吹して來ました。我々はまだお耻しい話でありますがそれには僞暁れて居たのです。彼は戦時的好況時代に於てさね所内の最高級者に對して月収貰百圓を給する事はなかつたのです。

殊に本年一月以来六月中旬に至りますまで吾々職工全員の月収額を調べて見ますと

最高月収 六三、六一
最低月収 一四、四〇
平均月収 三六、七五

と云ふ様な數字を示して居ます。一体こんな収入で我々は生活の出來得様な筈がありません。尙一例を申上るなれば停電、雨天の日等の如き折角電車賃を使ふて出勤して見ます

と今日は休みだと云ふ調子で追返しますそれで一厘の日給も呉れません。甚しきに至っては午後二時半に停電し或は降雨などがありますと二時半に工場を閉鎖してそれで日給の六割五分しか支給して呉れません。又昨年十二月末六ヶ年勤続の老雜役人夫を解雇するに當りましても一文の手當も支給しませんでした。そして所轄千舟警察署の注意で日給三日分を出す事を約したそうですが警察を偽つて一文もやりませんでした。

何と云ふ不都合な不信な行爲でしよう、日本民法は六二七條で二週間分の手當を保証して居ます。それに三日分の手當さへ呉れません、何と云ふ強慾な仕打でしよう。

大正十年六月廿三日

(二) 要求提出

そこで吾々は彼相澤岩吉の温情主義は結局誤間化してある事を明確に知りました。そして吾々は労働組合の必要を痛感し去る三月大坂造船労働組合に加盟し越て本月六日左記の要求を提出しました。

(一) 國交税の確認
(二) 解雇手當は六ヶ月未満三十五日一ヶ月を五圓を支給すること。

(三) 解雇手當は六ヶ月未満三十五日、獨身者に二十五圓、妻帯者に三十五圓、獨身者に(四) 金職工に對して日給三圓

(五) 例に及ぶ天、地に相澤造船所の部会に依り休業の場合は半日分の支給(六) 吉氏の反省を促す爲めに努力して來ました。

此の間千舟警察署長は我等の正當なる要求に同情し調停を試みました然し所主は言を左右に托して未だに要領を得ません。我々は此の上忍耐出来ません今後大に言論其の他有ゆる手段を以て戦闘を繼續します。必勝を期して戦ふ決心を固めました。悲いかな吾々は薄資である。そこで我々は彌々持久戦の準備をして取敢て行商隊を組織し日用品を販賣してその利益を以て軍資金に充て彼相澤岩吉氏の

人間的良心の覺醒を促し飽くまで初志の貫徹の運動に對して御同情を願ひます。どうぞ吾々の賣る商品を買求めて下さい。そして吾々をして目的を達成せしむる様御援助を乞ふ。

大阪造船労働組合
相澤造船所從業員一同